再論 日本市場の競争力と国際金融センター構想

淵田 康之

国際金融センター論の再燃

東京市場を5年でニューヨーク、ロンドン市場に匹敵する市場にするという目標を掲げた日本版ビッグバン宣言から10年が経過した。この10年を振り返ると、手数料自由化や証券会社の免許制から登録制への移行など、証券市場を中心に抜本的な改革が実現してきた。当初目標とした期限より大きく遅れ、また内容的にもまだまだ改善点はあるものの、包括的な金融法制を目指した金融商品取引法も2006年に成立した。今、2009年1月の実施に向けて、準備が急がれている株券電子化を含め、この10年に日本が構想し導入を実現させてきた改革は、本家の英国ビッグバンよりも包括的かつ抜本的であったことは誇ってよいはずである。

しかし東京市場の競争力がニューヨーク、ロンドン並みになったかというと、ビッグバン宣言後に深刻化した不良債権問題もあり、過去 10 年の大半は米英市場を脅かすどころか、自らの市場の危機に脅える日々を過ごす結果となってしまった。この間、ニューヨーク市場はネットバブル崩壊や同時多発テロ、そしてエンロンにはじまる一連の企業不祥事といった試練を経たものの、最近では連日のように史上最高値を更新するほどの活況を呈している。

ロンドン市場は、1997年に発足した FSA の下で、米国市場とは異なる規制環境を確立し、国際金融センターとしてのプレゼンスを一段と高めている。過去 10年で進展した EU 統合も、欧州金融資本市場の規模拡大をもたらすとともに、その中核としてのロンドンの地位を向上させることに大きく寄与している。そして、後述の通りニューヨーク市場がロンドン市場に対する競争力の低下を危惧し、英国の規制環境に学ぼうとするほどの状況になっている。

英国はこうしたロンドン市場の競争力の現状に決して満足することなく、ロンドンのシティ (Corporation of London) のレベルでは国際金融センターとしてのロンドンの地位について、2003 年に引き続き、2005 年も研

究報告書をとりまとめている 1 。さらに 2006 年にはブラウン財務相がイニシャティブをとり、国際金融センターとしてのロンドンの地位をさらに強化するための取組をスタートさせている 2 。

2006 年 10 月にはこの問題を議論すべく、主要金融関係者トップからなるハイレベル・シティ・グループとブラウン財務相ら主要閣僚等との第一回の会合が開かれた。ここでは、①原則ベースの規制(Principle-based regulation)の維持、②ホールセール保険市場の現代化、③ロンドンにおけるプロフェッショナルな金融スキルの向上、④インドや中国を含む海外重要マーケットへのロンドン市場のプロモーションが、主要な議題となった³。

以上のように日本版ビッグバンから 10 年を経て、欧米市場との格差が縮まるどころかむしろ拡大した印象も強い一方、シンガポール、香港、上海等、近隣の市場も国際金融センターとしての地位向上に向けた努力を本格化させ、日本市場の地位を脅かすようになっている。

例えば上海市政府は、2006 年 11 月 27 日、「上海国際金融センター建設に関する第 11 次 5 ヵ年計画」を発表している。この中には、2010 年までに上海証券市場の時価総額を 7 兆元にするとの数値目標が盛り込まれている。2006 年末の上海証券取引所(A・B 流通株)の時価総額が 1.6 兆元であるから、仮にこの目標が実現すると向こう 5 年で約 4.4 倍、現状の元レートで計算すると約 106 兆円と、2006 年末の東証 1 部時価総額の 2 割に迫る規模の市場となる。

また香港のドナルド・ツァン行政長官は、2006 年 10 月 11 日、2006 年 ~2007 年の施政報告を発表したが、この中で経済面では、香港の国際金融センターとしての発展をまず掲げている⁴。具体的には海外優良企業の上場促進、人民元業務の拡大、商品先物市場の研究、中国本土の保険会社のオフショア証券投資業務の取り込み、再保険市場等の拡大等が目指されている。このうち、人民元業務の拡大については、2007 年早々、中国国務院が、中国本土の金融機関による香港での人民元建て債券発行に同意したことが報じられている。

このように、米英市場の競争的優位が高まり、またアジアにおいても市場の競争力を高める努力が払われている中で、昨年発足した安倍政権も、政権構想の中で「ロンドン、NYに比肩するわが国金融市場の強化」を掲げていた。これに対し筆者は、具体的な金融資本市場改革への意欲は、小

Corporation of London, The Competitive Position of London as a Global Financial Centre, November 2005

^{2 2006} 年 3 月 22 日発表の予算報告、及び同時に発表されたペーパー(HM Treasury: "Financial Services in London: Global opportunities and challenges")参照。

³ 英国財務省ホームページより。

^{4 2006-2007} 香港施政報告

泉内閣の時と比べて大きく後退しているのではないか、と本誌の前号において懸念を表明したところである⁵。しかしここに来て、具体的な検討がスタートすることとなった。

すなわち、経済財政諮問会議は、日本経済の国際競争力向上を目指し、グローバル化改革専門調査会を設置したが、同専門調査会は2006年12月28日の初会合において、金融・資本市場ワーキング・グループを設置することを決定した。ここで具体的な検討をする項目としては、①東京をロンドンやニューヨークと並ぶ金融・資本市場とするにはどうしたらよいか、②金融、証券取引が複雑化・高度化するなかで、金融、証券取引の監督手法や体制はどうあるべきか、③証券取引所をいかに改革、強化すべきか、④日本の会計基準、金融・証券税制や諸制度を国際的に調和させることや、監査、コーポレートガバナンスの強化のあり方についてどのように考えるか、⑤金融・資本市場に携わる人材をどう育成すべきか、の5点があげられている。

また金融審議会においても、2007 年 1 月、「我が国金融・資本市場の 国際化に関するスタディグループ」が設置され、議論がスタートしている。 前記のように日本市場を巡る競争的環境が厳しくなっている折から、こ うした議論が再開され、活発化していくことは極めて時宜を得たものと言 えよう。ただ今回の議論は、10 年前のように、議論が盛り上がったもの の、その後、不良債権問題が深刻化する中で、後退を余儀なくされたとい う経緯を繰り返してはならない。そのためにもいかなる点に留意すべきか、 以下、私見を述べてみることとする。

市場型金融振興が基本

国際金融センターの機能として今日強調されるのは、いうまでもなく伝統的な預金・貸出や保険ビジネスではなく、証券やデリバティブの取引であることを考えると、わが国はいわゆる市場型金融の発達に注力していかなければならない。

日本版ビッグバンの際も、証券取引審議会総合部会は、1996年11月11日の橋本首相のビッグバン宣言の直後(1996年11月29日)に発表した「論点整理」において、「証券市場を資金仲介の主役に」と掲げたが、これは当時においても、ニューヨーク、ロンドン市場に匹敵する金融センター構築を目指す以上、マネーフロー改革が不可欠であるということは正しく認識されていたことを示している。

もっとも日本版ビッグバン自体は、証券市場だけではなく、銀行、保険

⁵ 淵田康之「経済に資する金融・資本市場とは?」『資本市場クォータリー』2006年秋号参照。

業界も含めた金融業全体の規制緩和を進め、競争力を強化することに重き が置かれていたのであり、1997 年 6 月にまとめられた証券取引審議会総 合部会の報告書では、「証券市場を資金仲介の主役に」に類する記述は盛 り込まれていない。

このように証券市場改革は銀行、保険改革と並列の位置づけではあったが、関係者の間では証券市場改革を実現させていくことで、証券市場を通じたマネーフローを拡大させようという大いなる期待があったといえる6。 実際、既述の通り、証券市場分野の改革は他の金融分野におけるビッグバン改革よりも抜本的なものであり、市場や業界に与えた影響は大きなものであった。

しかし 10 年が経過した今日においても、個人金融資産に占める現預金 比率が 50%以上で高止まりしていることに象徴されるように、証券市場 改革が大きく進展したにも関わらず、市場型金融が中心の時代になったと は言いがたいのである。

振り返ってみれば、ビッグバン宣言の直後には、そもそも国際金融センター論自体が急速に縮小してしまったのであった。その背景は、不良債権問題の深刻化であり、市場中心の金融システムの振興どころか、まずは公的資金を投入してでも伝統的な銀行中心の金融システムを救済しなければならなかったのである。金融危機は株価下落を通じても、証券市場振興の努力に水を差す形となった。

不良債権問題の背景自体が、銀行に過度のリスクが集中する金融構造に あったのであり、市場型金融振興のために留まらず、将来の不良債権問題 の再発を防ぐという意味でも、市場型金融中心の金融構造へのシフトは不 可欠なのである。

小泉政権が掲げた「貯蓄から投資へ」の政策は、目標未達のままであるにも関わらず、安倍政権に的確に承継されているとは言い難い。しかし安倍首相が政権公約通り、真に日本市場の競争力向上を目指すのであれば、いかに「貯蓄から投資へ」を実現させるかを、その中核的課題として位置づけなければなるまい。

いかなる国際金融センターを目指すべきか

深刻な不良債権問題を再発させない金融構造に転換することをまず優先 すべきなのは、わが国が金融センターを目指すといっても、わが国の場合 は、金融ビジネスそのものが経済において重要なウェイトを占めるという 姿より、製造業等、金融業以外の産業の発展あっての金融ビジネスである

5

⁶ 淵田康之『証券ビッグバン』日本経済新聞社、1997年

ことが、まずは期待されるからである。

一国の経済発展と金融ビジネスの発展の関係を考察すると、実物経済の発展に合わせて国内の資金調達と運用をつなぐ主体としての金融ビジネスが成長し、やがてその国の成長性、信頼性が諸外国に認知されるにつれ、対内金融取引を仲介するビジネスが成長する。そして財・サービスの輸出競争力が高まり、経常余剰が形成されるようになると、対外金融取引を仲介するビジネスがこれに加わる。その上で、外・外の金融取引を仲介できる金融ノウハウ、スキルの蓄積が実現するのである(図 1)。

日本はまさにこのように、実物経済の発展を基礎とした金融ビジネスの発展過程を辿ってきたのであるが、不良債権問題の結果、金融が実物経済に寄与するどころか実物経済の足を引っ張る状況に陥ってしまった。この状況を克服するプロセスがこれまでの不良債権問題処理の過程であり、今後は実物経済に寄与する金融システムを再構築していくことが最優先課題となる。言い換えれば、金融ビジネスのみが膨張することを目指す国際金融センター論であってはならない。

これに対して、香港やシンガポール、あるいは世界各地のいわゆるオフショア金融センターは、一国の実物経済の規模は限定的であり、自国非金融産業の成長に寄与する金融ビジネスという役割は相対的に小さい(図2)。香港は1997年の中国への返還により、巨大な国内経済を背景に持つ金融センターとして発展しうる市場となり、実際、内外金融取引の仲介の場としての機能も拡大している。

しかし内・内の金融取引の場としては上海市場がより重要な役割を果た

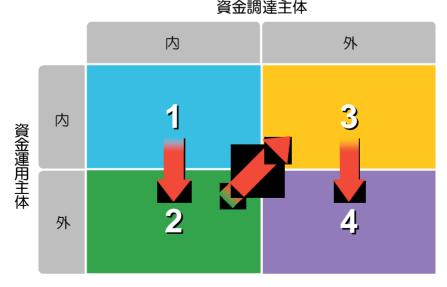


図1 金融市場の発展段階

(出所) 野村資本市場研究所

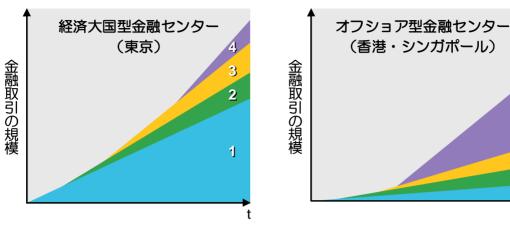


図2 国際金融センターの類型

(注) 1~4は図1に示す金融取引の種類に対応

(出所) 野村資本市場研究所

しており、現状では一定の棲み分けが成立していると言えよう。前述の通り、上海も国際金融センターを標榜しており、中国国内経済の今後の発展 もあいまって、将来的には上海がニューヨーク、東京型の金融センターと して台頭していこう。

先述の通り、わが国は国内経済の発展あっての金融センターを目指すことがまずは重要である。ただ長期的な視野で考えると、中国の経済規模が日本のそれを上回ることが確実である以上、絶対的な金融取引の規模で比較すれば、東京市場はアジアの国際金融センターとしては、上海に劣後する位置づけになっていくことは覚悟する必要がある。

こうした長期展望の下に、国際金融センターを構想していくのであれば、 わが国は従来の延長線上に、実物経済の規模にだけ大きく依存した金融セ ンターの位置づけに甘んじていてはならず、新たな発想も必要とされてい こう。以下では、金融ストックの蓄積を生かしつつ、質の高さを誇る市場 を目指していくことを提言したい。

金融ストックの蓄積を強みとした良質の市場構築を

2020年には、中国の経済規模は日本を上回り、2040年には米国をも上回ることが予想されている。インドの経済規模も 2035年には日本を上回る見込みである。2050年の日本の姿は、インドの 30%弱(2005年時点では約7倍)、米国の 20%強(同 40%強)、中国の 15%強(同 3 倍弱)という経済規模の国というものである⁷。こうした中で国内非金融業のニーズを背景とした金融取引で、米に比肩する金融センターを確立することは

⁷ Jim O'Neill et.al. "How Solid are the BRICs?", Global Economics Paper No: 134, Goldman Sachs, December 1, 2005

困難であり、むしろ他のアジアの金融センターからの追い上げを急速に受ける立場となっていこう。

しかし、フローの取引規模の成長に限界があるとしても、過去の経済発展を背景とした金融ストックの優位性は簡単には失われない。わが国は、このストックを市場間競争において有力な武器として活用していくことを真剣に考えていくべきであろう。

まず現状 1500 兆円の個人金融資産は、米国の 4700 兆円に次ぐ、世界第二位の規模である。しかしこれが有効に運用されていないことは、現預金比率の高さに端的に示されている。その意味でも「貯蓄から投資へ」の戦略が重要なのである。

またこの個人金融資産のうち、現預金、保険に次ぐ規模で、そのウェイトが着実に高まっているのが年金である。従って、年金運用を担う機関が適切な運用を行っていくことへの期待は大きい。

年金といっても公的年金については、資金循環統計上、一般政府部門に計上されているが、この金額も 2006 年 9 月末で 200 兆円を超えている。このうち、厚生年金と国民年金を合わせた約 150 兆円については、厚生労働省が定めた中期目標に従い、年金積立金管理運用独立行政法人によって運用されている。ここが公的年金という性格に配慮しつつ、少しでも効率的な運用を実現させていくことが、年金財政という観点から大いに期待されるところであるが、こうした高度に洗練された運用意思決定組織の確立は、我が国の金融センターとしての強みの一部を構成する要素としても待望されよう。報道によれば、厚生労働省は、被用者年金一元化の政策の一環として、公務員らが加入する共済年金の資産運用についても、民間サラリーマンの厚生年金の目標比率である「基本ポートフォリオ」に揃える検討に入ったということである。共済年金の規模も 50 兆円を超えており、これを含めた巨額の年金資産運用のあり方は、我が国の年金制度の将来はもちろんのこと、我が国金融資本市場のあり方に極めて大きな影響を与えていこう。

ロンドン金融センターの大きな強みには、大英帝国時代以来の金融資産の蓄積を背景とした、アセットマネジメント・ビジネスの興隆がある。英国の国内経済規模は米国に比べて小さいものの、あるいはそれが故に、エマージング市場投資を含む国際分散投資においては、米国よりもはるかに先行してきたのである。わが国も、各種年金資産の蓄積を有効に活かせば、運用に関わる人材の集積も進み、テクノロジーも発展し、その他周辺ビジネスも含めて成長し、市場や制度の参加者にとって様々な恩恵がもたらされていくことが期待される。言うまでも無く、このことは金融センターの発展に寄与するだけではなく、高齢化が進むわが国国民が、より安定した

老後を迎えるようにするという制度本来の目的達成にも寄与するのである。なお、「貯蓄から投資へ」の実現策としては、筆者は決済用預金の全額保護措置の見直しの他、「貯蓄から投資へ」の受け皿となるスキームを明確に個人に示すことが重要ではないかと指摘してきた⁸。米国では、従来より 401(k)、IRA など、個人の資産形成を国がサポートする個人勘定型のスキームが発展している。最近では、ブッシュ大統領が、公的年金に関する個人口座の導入を提言している他、529 プラン(高等教育資金積み立て口座)や HSA(医療費向け積み立て口座)等に対する優遇措置が拡充されている。また、401(k)プランの加入者が伸び悩んだり、その資産が適切な分散投資を実現できずにいるようでは、高齢化対策としては不十分であるため、2006 年の企業年金改革法において、対応が図られたところである⁹。

欧州でも、この種の投資口座が発達している。英国では、個人貯蓄口座 (ISAs) 制度があり、同口座を通じた上場株式投資及び預金に対して優遇税制が適用される¹⁰。また、2005年4月からは、子供向け税制優遇貯蓄スキームである「チャイルド・トラスト・ファンド (CTF)」が導入された。CTFの場合、税制上の優遇に加えて、口座開設時と子供の7歳の誕生日の2回、国から補助金が支給される¹¹。フランスにもPEA (Plan d'Epargne en Action、株式貯蓄プラン)が存在する。同プランを通じて購入した株式や投資信託の配当は、プラン内で再投資すれば非課税となり、またキャピタル・ゲインは5年間保有していれば非課税となる。

この個人投資口座もそうであるが、国際金融センター論は金融証券税制の観点抜きには論じられない。その意味でもう一つ極めて重要なことは、配当税制のあり方であろう。欧州ではインピュテーション方式により配当二重課税が調整されている。米国では、2003年の税制改正で配当税率の引き下げの措置を講ずることにより、二重課税問題の軽減を図っている。この措置は、当初2008年までの時限措置だったが、2006年5月の税制改正で、2010年まで延長されたところである。米国では、配当税率を軽減するにあたり、税率の違いが、内部留保するか配当を支払うかという企業の選択に影響を与えることを避けるため、キャピタル・ゲインに対する税率も同時に軽減している。

わが国においても、配当二重課税の完全撤廃を目指していくべきである

^{*} 淵田康之「金融仲介の新しい形を育むために=ポスト・バンク時代への展望」『資本市場クォータリー』 2005年冬号参照。

⁹ 野村亜紀子「米国の企業年金改革法について」『資本市場クォータリー』2006年秋号参照。

¹⁰ 小橋亜由美「英国の証券投資優遇税制」『資本市場クォータリー』2004年夏号参照。

¹¹ 平松那須加「英国の貯蓄推進政策とチャイルド・トラスト・ファンド」『資本市場クォータリー』**2004** 年夏 号参照。

が、早急な撤廃が無理とすれば、米国同様、配当・キャピタル・ゲインの 税率軽減措置で対応することが考えられる。なおドイツでは、法人税を減 税しつつ、支払い利息の損金算入に上限を設けるという税制改革が提案さ れている。こうした措置も、企業金融行動に中立的な税制を目指すという 観点から注目に値しよう。

2006 年の金融証券税制論議は、証券優遇税制をめぐる議論に終始した 観があるが、優遇措置がさらに1年延長されたこの機会に、諸外国の動向 も踏まえ議論が深まっていくことが期待されよう¹²。

前記の個人投資口座にしろ、配当税制にしろ、ニューヨーク、ロンドン市場において採用され、市場型金融の拡大にも大いに寄与しているスキームを欠いたままでは、これら市場に追いつくどころではなく、むしろ差は拡大するばかりとなろう。

ストックの活用という点では、負債サイドの市場型金融化も重要である。住宅ローンの残高は 180 兆円であるが、その証券化商品の残高は 10 兆円強に過ぎない。米国の場合、800 兆円の残高の過半が証券化されている。またわが国の地方債の残高は 200 兆円に上るが、証券形態で調達されているものは 30 兆円に過ぎない。米国の場合、地方自治体は証券市場を通じた資金調達が基本であり、地方債残高は 280 兆円である。いうまでもなく米国の RMBS や地方債は、機関投資家のポートフォリオにおいて重要な位置を占めるだけではなく、投資信託に組み込まれることを通じ、個人の資産運用対象としても不可欠な金融資産ともなっているのである。

以上のように、金融ストックを有効に活用することで、金融センターとしての規模的成長を持続させていくと同時に、質的向上にも焦点が当てられるべきである。市場の質的向上の重要性とそのあり方については、筆者は本誌の 2006 年夏号において強調したところであり、ここでは繰り返さない。ただ一点、規制監督のあり方について、若干付言しておこう。

昨今、規制監督のあり方が国際金融センターとしての競争力において、大きな焦点となっていることは、先述のロンドン国際金融センターの地位向上に関するゴードン財務相主催のミーティングにおける議論、あるいは米国の資本市場規制委員会の報告書を見ても明らかである。後者においては、SEC や SRO(自主規制機関)は、費用対効果分析を踏まえた上で規制を導入していくこと、英国が国際金融センターの地位の維持のためにもさらに徹底させると主張する、いわゆる原則ベースの規制のアプローチを米国も導入していくことなどを提言している¹³。

¹² 野村亜紀子「『貯蓄から投資へ』の流れを左右する投資優遇税制延長問題」『金融財政事情』金融財政事情 研究会 2006年10月9日参照。

¹³ 関雄太、岩谷賢伸、「米国資本市場の競争力低下と規制改革を巡る議論」『資本市場クォータリー』2007 年 冬号参照。

これらの点は、日本ではまだ十分に議論されているとはいえないし、また理解されにくい点もある。例えば原則ベースの規制の発想に対しては、当局がまず規制を明確かつ網羅的にしていくべきである、という意見がしばしば聞かれる。英国のように大原則のみに基づき業者を処分しようとするなら、裁量行政の復活とか罪刑法定主義に反するといった批判が巻き起こるかもしれない。

SRO をどう考えるかについても、わが国は米英とは異なり、明確な方針が打ち出されているとはいえない。すなわち英国は、シティの自治の伝統を引き継ぎながら、自主規制機関と政府当局の両方の性格を併せ持つFSAに、金融資本市場規制を集約させた。米国では SEC が 2004 年 11 月に SRO に関するコンセプトリリースを発表するなど検討を進めてきたが、2006 年 11 月、NYSE の自主規制部門分離や NYSE と NASD(全米証券業協会)が会員監督機能を統合する方針を発表するなど、大きな方向性が明確になりつつある。

米国の証券規制では、33 年法、34 年法は開示規制にウェイトが置かれており、業者の行為規制は NASD や取引所といった SRO に大きく依存している。従って、当局との役割分担はある意味明確である。また、自主規制である以上、必ずしも法律にとらわれず厳格な規制を採用したり、職業倫理的観点から会員登録を拒否したり、会員に対する処分を行っている。

わが国の場合、証券取引法や府令において行為規制が明示されており、 誠実公正義務等、ある意味で職業倫理の領域とも言える分野も、法令によ り金融庁が監督する体制になっている。こうしたなかで現状の自主規制は、 当局の規制や方針をさらに実務的な取り決めに落とし込んでいくことに一 つの大きな役割があるようにも思われる。こうした環境では、SRO が倫 理や大原則に基づいて業界を主体的に律していくという姿は、今後とも受 容されにくい可能性がある。

経済財政諮問会議の金融・資本市場ワーキングで議論すべき柱の一つにも、金融、証券取引の監督手法や体制はどうあるべきか、という点が掲げられたことは適切であるが、これが従来の延長線上で日本版 SEC 論や金融庁や証券取引等監視委員会の人員増強論に終始することなく、上記のような米英との相違をどう考えていくかについて、洞察が深まることを期待したい。

ローマは一日にして成らず一持続する志を

以上、わが国において市場の競争力や国際金融センターを論じる場合の 留意点をいくつか指摘してきたが、最後に今後の議論の内容そのものとい うより、議論の進め方についても若干コメントしたい。

冒頭述べたように、わが国市場の競争力や国際金融センターとしての地位向上をめぐる問題に再び焦点があたることは歓迎すべきことである。しかし重要なことは、一時のブームに終わらせるのではなく、継続的に市場のあり方を評価し改善を議論していくことであろう。わが国では金融改革に関する関心が高まると、半年ほどの議論がもたれ、一端報告書がまとまると、あとは官僚や政治家任せとなり、議論や研究自体が低調になるというパターンが多い。またそもそも議論が株価の急落や金融危機、あるいはなんらかの不祥事などを契機として盛り上がるイベント・ドリブンのケースも多いため、当初のイベントへの大衆的関心が薄れるにつれ、議論自体も勢いを失うことも多い。

しかしより良い市場を構築するプロセスは、永遠の努力のプロセスと言える。ローマは一日にして成らずであり、一時的な議論の盛り上がりを散発的に繰り返しても、ニューヨーク、ロンドン並みの市場はいつまで経っても実現しないであろう。

ロンドンのシティは、先述のように 2003 年に国際金融センターに関する調査をまとめた後、2005 年にそのアップデイトを行っている。シティがこうした調査を行うのは最近始まったことではなく、従来より継続的に各種の関連調査を行っている。1990 年代前半には、3 年間をかけてロンドンの金融サービスの国際的競争力上の地位に関する徹底的な調査(The City Research Project)を行い、膨大な報告書を発表している。

米国の資本市場規制に関する委員会は、2006 年 9 月に組織されたが、3 ヶ月も経たないうちに 150 ページからなる報告書をとりまとめている。その内容も提言のみを羅列したものではなく、各種の先行研究を参考文献として網羅しつつ、これらをベースに議論を発展させたものとなっている。言い換えれば、3 ヶ月弱集中して議論したというよりも、過去からの継続的な調査・分析の膨大な蓄積があってはじめて短期間に充実した報告をとりまとめることができたのである。

10 年ぶりに関心が高まった今回の日本市場の競争力論も、2007 年夏の 参議院選挙が近づくにつれ、政治サイドからの関心は急速に低下していく 可能性がある。しかし仮にそうした展開となろうとも、その後も地道な研 究・議論を持続させていく志の下に取組まれることを期待したい。